

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起る翌日には、
当該休日がと日)

目次

◇告示 保安林の指定の解除予定(二件) (森林保全課)

漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産課)

◇選官告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定

◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課)

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一四四の一・一一四四の三三・字奥山次一東平一四五の六・一一四五の七・一一四五の二三・字奥山次一西平一一四の四・一一四六の五・一一四六の二五・一一四六の五〇・字奥山ノ内西秋葉一一四七の九・一一四七の一〇・一一四七の一九 (以上十二筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

- 1 東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一四四の一八・一一四四の三五 (以上二筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

鳥取県告示第六百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 鳥取県告示第六百四十五号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
平成九年九月三十日

鳥取県告示第六百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の四六・字勝田川頭東平八〇八の一三・八〇八の一七・八〇八の一八・八〇八の二三・八〇八の二四・八〇八の二六から八〇八の二八まで (以上九筆国有林)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

二 1 東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二四（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

鳥取県告示第六百四十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百五条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、漁獲共済に係る区域及び区分を次のとおり定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第九条第九項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）は、廃止する。

この告示は、平成九年十一月一日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業災害補償法第二百四条第一号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
東加入区	東漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第二百四条第一号に掲げる漁業
浦富加入区	浦富漁業協同組合の区域	〃
田後加入区	田後漁業協同組合の区域	〃
福部加入区	福部村漁業協同組合の区域	福部加入区 網代加入区
賀露加入区	賀露漁業協同組合の区域	賀露加入区 網代加入区
酒津加入区	酒津漁業協同組合の区域	酒津加入区 網代加入区
浜村加入区	浜村漁業協同組合の区域	浜村加入区 網代加入区
夏泊加入区	夏泊漁業協同組合の区域	夏泊加入区 網代加入区
青谷加入区	青谷町漁業協同組合の区域	青谷加入区 網代加入区
泊加入区	泊村漁業協同組合の区域	泊加入区 網代加入区
赤崎加入区	赤崎町漁業協同組合の区域	赤崎加入区 網代加入区
中山加入区	中山漁業協同組合の区域	中山加入区 網代加入区
御来屋加入区	御来屋漁業協同組合の区域	御来屋加入区 網代加入区
淀江加入区	淀江漁業協同組合の区域	淀江加入区 網代加入区
米子加入区	米子市漁業協同組合の区域	米子加入区 網代加入区
境港加入区	境港市漁業協同組合の区域	境港加入区 網代加入区

二 漁業災害補償法第百四条第三号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分	
東加入区 業協同組合の区域	東漁業協同組合及び浦富漁業 業協同組合の区域	1 東漁業協同組合に所属する者の行う小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。以下同じ。） 2 浦富漁業協同組合に所属する者の行う小型定置漁業及び小型いかつり漁業（つりによって行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上三十トン未満であるものをいう。以下同じ。）	
田後加入区	田後漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。以下同じ。） 2 中型いかつり漁業（つりによつて行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。以下同じ。）及 び小型いかつり漁業	
網代加入区	網代港漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業及びしいらつけ漁業（鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第八条第十号のしいらつけ漁業をいう。以下同じ。） 2 中型いかつり漁業及び小型いかつり漁業	
賀露加入区	賀露漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業	
酒津加入区	酒津漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業	
浜村加入区	浜村漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業	
夏泊加入区	夏泊漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業	
泊加入区	泊村漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 中型いかつり漁業	
西伯加入区	中山漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の区域	1 中型いかつり漁業 2 中型いかつり漁業とその他の漁業（つりによつて行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。） 3 境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業及び機船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満であるものをいう。） 4 その他の者の行う小型いかつり漁業 5 かご網漁業（かご網を使用してべにすわいがにをとることを目的とする漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。）	
赤崎加入区	赤崎町漁業協同組合の区域	小型定置漁業	ク
境港加入区	境港市漁業協同組合の区域	1 中型いかつり漁業 2 中型いかつり漁業とその他の漁業（つりによつて行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。） 3 境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業及び機船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満であるものをいう。） 4 その他の者の行う小型いかつり漁業 5 かご網漁業（かご網を使用してべにすわいがにをとることを目的とする漁業であつて使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。）	
平成九年九月三十日	鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。	選挙管理委員会告示	
選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅			

平成9年9月30日 火曜日

報 公 县 取 鳥

施 設 の 外 様	所 在 地
今見町総合福祉センター三丁目 西伯郡今見町浅井九二八	

公 告

平成9年9月9日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成9年9月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 一般毒物劇物取扱者試験

石破 明子	安住 吉実	入江 康彦
山根 開正	難波 孝司	川上 真紀
金田 和雄	安達 みづほ	森田 功

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

梶川 栄子	竹内 菊子	中林 正明
平木 正道	山根 知子	大川 清彦
豊口 道伸	美津子	矢藤 彰
寺本 雄一	由利子	藤見 繁
佐々木 邦洋	雅光	春英
種子 洋子	浩満	樹真
小山 稲子	江青	一
勝行 み子	松浦	
勝行 一		